

各 位

令和 5 年 9 月 29 日

質 疑 回 答 書

白石町教育委員会 学校教育課新しい学校づくり係

白石町スクールバス運行管理業務委託における質疑について、次のとおり回答します。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容
1	仕様書	2	6	運行車両 6 台と別に、予備車はありますか？
	予備車はありません。ただし、受託者の責によらない理由で予備車が必要となった場合は町で用意します。もし、予備車が用意できない場合は町と受託者で連携協力し、運行調整等を行い、登下校に極力支障がでないように運行します。			
2	仕様書	3	9	運行責任者は常駐という理解で宜しいでしょうか？整備管理者においては、常駐でなくても宜しいでしょうか？また、運行管理者と整備管理者の兼務は可能でしょうか？
	運行責任者は原則、バス保管場所の事務所に常駐とします。ただし、確実に運行管理者の業務を行え、緊急時にも迅速な対応ができる範囲であれば、その限りではありません。 常駐というのは、1 日中ということではなく、登校時や下校時等のそれぞれの運行開始（準備含む）から運行終了までの時間の常駐となります。 整備管理者においては、常駐でなくてもよいこととします。また、運行責任者と整備管理者それぞれの要件を満たす者であれば、兼務は可能です。			
3	仕様書	4	1 4	履行期間前も含め学校始業日までに試験運行を行う場合、白石町の車両を使用可能でしょうか？
	現在、発注しているスクールバスの納入後は履行期間前であっても使用可能です。納入は今の所、2 月の予定です。ただし、事故等に備え、受託者で必ず保険に加入することとし、保険料や燃料費、人件費等の試験運行に係る費用は受託者負担とします。			
4	仕様書	6	別表	待機施設の維持管理費受託者負担とありますが、具体的にどの部分の費用を負担になりますでしょうか？（プレハブ代・工事費等）
	待機施設のプレハブや簡易トイレの設置は町で行いますが、施設内に設置する備品等は原則、受託者負担とします。また、業務を履行する上で発生するもの（電気、水道使用料、汲み取り料等）が受託者負担となります。 施設については日常の維持管理、軽微な修繕は受託者負担で行うこととし、天災等による受託者に起因しない修繕は町で行うこととします。			